

※ 7月6日、大臣官房長から内部部局等の長に発出

今後発出する通知・通達の取扱いについて

通知・通達については、関係法令等に基づき、所掌事務の範囲内で所定の手続を経て適切に取り扱われる必要があるところ、今後発出する通知・通達の取扱いについては、下記に留意し、一層適切な取扱いに努めるものとする。

記

1 国民の権利・義務に影響を及ぼす内容を記載した通知・通達の発出の防止

国民の権利・義務に影響を及ぼす内容は、法律によることが必要であるため、法律によらず、通知・通達のみをもって、国民の権利・義務に影響を及ぼすことは、それ自体が無効である。このことを踏まえ、各部局等において、通知・通達を発出しようとする場合には、このような内容を記載しないよう、一層配意すること。

このため、各部局等においては、発出した通知・通達について、日常的に点検するとともに、今後発出しようとする通知・通達については、起案を担当するライン以外の職員（審査担当等）が十分チェックを行うこと。

なお、官房総務課に合議することとされた文書については、同課審査担当においても十分チェックを行うものとする。

2 技術的助言として発出しようとする通知内容の検証等

地方公共団体が行う事務に対し、地方自治法第245条の4第1項等の規定に基づき、技術的助言として発出しようとする通知については、地方公共団体にとって必要な事項となっているかどうかその内容を検証し、同法の趣旨を踏まえ、必要な最小限度のものとなるよう徹底を図るとともに地方公共団体の自主性及び自立性に配慮すること。

また、通知内容を検証し、情報提供と技術的助言について区別し、技術的助言として発出する場合には、その旨を通知に明示すること。

なお、単に法令の施行について情報提供するにとどまる通知については、技術的助言に当たらないものであること。

3 新規制定又は改正された法令のホームページへの掲載の励行等

新規に制定又は改正された法令（法律、政令及び省令）については、所管部局において、総務省ホームページの所定の場所に掲載することとしているが、行政情報の電子的提供を積極的に推進する観点から、引き続き、新規制定等の法令については、所管部局において適時的確に当省ホームページに掲載すること。

また、新規制定等の法令の施行について、関係行政機関や地方公共団体等に知らせる必要がある場合には、当省ホームページに掲載することにより情報提供する等ホームページの活用を努めること。

<参考>

1 昨今の国会での質疑等の例（平成 23 年 3 月 10 日衆議院総務委員会）

○坂本委員 ～中略～それともう一つは、今回は課長通知というのが問題になりました。以前は、課長通知、局長通知、事務次官通達あるいは大臣、副大臣と、いろいろな通知、通達があつて、大臣は、一片の通知で、例えば軽油引取税あたりの使用の仕方、こういったものを通知の一片でやるべきではないというような持論もお持ちのようであります。もう一度、総務省が中心になって、評価局が中心になって、通知が本当に事務的な通知であるのか、それとも今回のように、住民の方々の利益を損ねるようなものも含んだ通知になっていやしないか、もう一度点検する必要があるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。まず、この二点をお伺いします。

○片山国務大臣 ～中略～それから、各省が通知を出しているということでありまして、私もかねて一片の通達というものを批判してきましたが、これは二つの意味があります。一つは、政府が自治体に対して出す通知、これは二〇〇〇年の地方分権改革以来、基本的には無効であります。場合によっては違法であります。あるとすれば技術的助言などあります、その範囲に限られるということ。そののりを越えて、規範性を持つとか拘束性を持つようなものを出したとすれば、これは違法であります。ですから、これの点検はしなければいけない。その仕事は、地方分権といいますか地域主権の方向の任務を帯びている総務省がやはりやるべきだと私は思っておりまして、まず隗より始めよ、総務省内の通知の点検なども私の手でやっているとあります。もう一つは、政府が部内の組織に、主として地方機関などに出す通知、それから所管の独立行政法人に出す通知があります。これが本当に国家行政組織法その他の法令にのっとって合法的範囲内なのかという形式上の問題と、それから、内容が国民の権利義務にわたるようなものに及んでいないかどうか、国民の権利義務に及ぶものであれば、これは法律事項によるのを原則といたしますので、そういう内容のチェック、これをやはりやるべきだと思います。今回、いみじくも、総務省の年金業務監視委員会というチェック機関によって、厚生労働省の通知の妥当性について疑念が出てそれを指摘したわけでありまして、これなどは本当に客観的なチェックというものがきた、ある意味ではいい事例だと私は思っております。今回のことを一つのきっかけにして、政府各省においてどういう通知がなされていて、それが妥当なものなのかどうか、これについて少し総務省としても関心を持つような、そういう取り組みをしてみたいと思っております。

2 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）抄

（技術的な助言及び勧告並びに資料の提出の要求）

第 245 条の 4 各大臣（内閣府設置法第 4 条第 3 項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第 5 条第 1 項に規定する各省大臣をいう。以下本章、次章及び第 14 章において同じ。）又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、その担任する事務に関し、普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をするため若しくは普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。

2 各大臣は、その担任する事務に関し、都道府県知事その他の都道府県の執行機関に対し、前項の規定による市町村に対する助言若しくは勧告又は資料の提出の求めに関し、必要な指示をすることができる。

3 普通地方公共団体の長その他の執行機関は、各大臣又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関に対し、その担任する事務の管理及び執行について技術的な助言若しくは勧告又は必要な情報の提供を求めることができる。